# 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

令和7年度

設	置	者	名	弟子屈町
施	設	名	称	弟子屈町産業廃棄物処理施設
設	置	場	所	弟子屈町字美留和160番1、同160番2、同227番、字 美留和原野49線西4番4、同4番5

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

#### (産業廃棄物処理施設の維持管理等)

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

# I 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号。以下「平成9年改正法」という。)による改正前の法第15条の 許可又は届出に係る廃棄物処理施設には「維持管理に関する計画」の策定が義務づけられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可 を受けるまでの間は、維持管理情報等の公表に係る改正規定のうち「維持管理に関する計画」を公表する部分については適用しません。

# Ⅱ 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

# 下のとおり

#### 目次

- 1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量
- 2 最終処分場維持管理状況
- 3 最終処分場残余容量の測定
- 4 廃棄物の展開検査
- 5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
- (1) 地下水観測井(上流)
- (2) 地下水観測井(下流)
- (3) 浸透水観測井

1 受入れ及び埋立した廃棄物の種類及び量

単位: kg

単位:mi

項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	1 1 月	12月	1 月	2 月	3 月	合 計
① 金属 くず	0	350	9, 060	850	3, 570	1, 520							15, 350
<ul><li>② ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁器</li></ul>	1 /1 /()1	150	8, 500	1, 510	210	580							12, 420
③ 工作物の除去に伴って 生じたコンクリート	23, 430	12, 860	22, 450	0	0	570							59, 310
④舗 装の破片	0	0	0	0	0	0							0
⑤ 廃プラスチック類	730	12, 040	5, 220	530	1, 220	23, 460							43, 200
⑥①~⑥の混合物	27, 710	18, 450	15, 340	6, 810	3, 070	5, 330							76, 710
合 計	53, 340	43, 850	60, 570	9, 700	8, 070	31, 460	0	0	0	0	0	0	206, 990

2 最終処分場維持管理状況

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号 (第1条第2項第7号)

維	持	管	理	の	状	況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
	型め立てる産業廃棄物の流出を 関め立てる産業廃棄物の流出を					4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日								
			流出を		異常の有	与無	無	無	無	無	無	無							
防止する	ための擁	壁等		必要	な措置を	講じた日													
					措置の四	内容													

3 最終処分場残余容量の測定 ※一般

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号(第1条第2項第19号)

維持管	理の	状 況	点検頻度	測定年月日	埋立容量	埋立済容量	残 余 容 量
	余容量		年1回				

4 廃棄物の展開検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ロ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
実施回数	33回	46回	73回	25回	22回	38回							237回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着、混入が認められた日													

- 5 最終処分場周辺の地下水、浸透水処理施設の放流水の水質測定の記録等
- (1) 地下水観測井(上流)

採水場所:

弟子屈町字美留和160番3

① 毎月検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

· <b>5</b> 710 <u>4</u>	/ / ///////////////////////////////////		23.24 0 122.14.25	2214 122			_,_,		> \			
項目	4 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日						
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日						
塩化物イオン[mg/L]	8	5	6	5	8	7						
電気伝導率[mS/m]	22		11	19	20	16						
異常の有無	無	無	無	無	無	無						
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容												

#### ② 年 1 回検査

#### ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目		項	目	項目	
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	< 0.0003
アルキル水銀化合物	ND (<0. 0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン及びその化合物	< 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン	< 0.01	1, 4-ジオキサン	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無	無
シアン化合物	ND (<0. 1)	1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	ND (<0. 0005)	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容	

#### (2) 地下水観測井(下流)

# 採水場所:

#### 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ハ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日						
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日						
塩化物イオン[mg/L]	9	5	5	9	7	6						
電気伝導率[mS/m]	86	46	41	14	57	57						
異常の有無	無	無	無	無	無	無						
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容			·									

# ② 年1回検査

#### ※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第1条第2項第10号ロ及び第1条第2項第11号

項目		項	目	項目	
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	< 0.0006
結果の得られた日	6月5日	テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	< 0.0003
アルキル水銀化合物	ND (<0. 0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	< 0.002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	< 0.001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン及びその化合物	< 0.001
鉛及びその化合物	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン	< 0.01	1, 4-ジオキサン	< 0.005
六価クロム化合物	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	< 0.0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無	無
シアン化合物	ND (<0.1)	1, 1, 2-トリクロロエタン	< 0.0006	必要な措置を講じた日	
ポリ塩化ビフェニル	ND (<0.0005)	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容	

#### (3) 浸透水観測井

採水場所: 弟子屈町字美留和160番2

① 毎月検査項目

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取した日	4月9日	5月14日	6月4日	7月2日	8月13日	9月3日						
結果の得られた日	4月17日	6月5日	6月12日	7月11日	8月22日	9月17日						
生物化学的酸素要求量	< 0.5	0. 7	< 0.5	< 0.5	1. 1	0. 6						
異常の有無	無	無	無	無	無	無						
必要な措置を講じた日												
講じた措置の内容						·						

# ② 年 1 回検査

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 第2条第2項第2号ホ

項目		項	目	項目		
採取した日	5月14日	トリクロロエチレン	< 0.001	チウラム	<	0.0006
結果の得られた日		テトラクロロエチレン	< 0.001	シマジン	<	0.0003
アルキル水銀化合物	ND (<0.0005)	ジクロロメタン	< 0.002	チオベンカルブ	<	0. 002
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	< 0.0005	四塩化炭素	< 0.0002	ベンゼン	<	0. 001
カドミウム及びその化合物	< 0.0003	1, 2-ジクロロエタン	< 0.0004	セレン及びその化合物	<	0. 001
鉛及びその化合物	< 0.001	1, 1-ジクロロエチレン	< 0.01	1, 4-ジオキサン	<	0. 005
六価クロム化合物	< 0.005	1, 2-ジクロロエチレン	< 0.004	塩化ビニルモノマー	<	0. 0002
砒(ひ)素及びその化合物	< 0.002	1, 1, 1-トリクロロエタン	< 0.001	異常の有無		無
シアン化合物		1, 1, 2-トリクロロエタン		必要な措置を講じた日		•
ポリ塩化ビフェニル	ND (<0.0005)	1, 3-ジクロロプロペン	< 0.0002	講じた措置の内容		